

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年12月10日	
【会社名】	株式会社ミラティブ	
【英訳名】	Mirrativ, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役最高経営責任者 赤川 隼一	
【本店の所在の場所】	東京都目黒区目黒二丁目10番11号	
【電話番号】	03-6910-4866	
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 須山 敏彦	
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区目黒二丁目10番11号	
【電話番号】	03-6910-4866	
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 須山 敏彦	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	849,949,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	4,254,076,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	944,968,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月14日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年12月2日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,176,400株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し7,247,900株(引受人の買取引受による売出し6,149,100株・オーバーアロットメントによる売出し1,098,800株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2025年12月10日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。なお、上記引受人の買取引受による売出しについては、2025年12月10日に、日本国内において販売される株数が4,946,600株、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除きます。)の海外投資家に対して販売される株式数が1,202,500株と決定されております。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)
- 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)
 - (2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)
- 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)
 - (2) ブックビルディング方式

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 2 . 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について
- 3 . グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,176,400	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2025年11月14日開催の取締役会決議によっております。

2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

3. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,176,400	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2025年11月14日開催の取締役会決議によっております。

2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し1,098,800株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

3. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【募集の方法】

(訂正前)

2025年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2025年12月2日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額722.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	1,176,400	849,949,000	462,678,120
計(総発行株式)	1,176,400	849,949,000	462,678,120

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、2025年11月14日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。
 5. 仮条件(850円～860円)の平均価格(855円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,005,822,000円となります。

(訂正後)

2025年12月10日に決定された引受価額(791.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格860円)で本募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	1,176,400	849,949,000	465,383,840
計(総発行株式)	1,176,400	849,949,000	465,383,840

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

(注) 5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	722.50	未定 (注) 3	100	自 2025年12月11日(木) 至 2025年12月16日(火)	未定 (注) 4	2025年12月17日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、850円以上860円以下の価格といたします。

上記仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件による需要状況、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月10日に発行価格及び引受価額を決定する予定です。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は変更されることがあります。仮条件を変更する場合には有価証券届出書の訂正届出書を提出したうえで、変更後の仮条件により改めて需要の申告を受け付けることとなり、以降の日程についても変更される可能性があります。

- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(722.50円)及び2025年12月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年11月14日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、2025年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。この取締役会決議に基づき、2025年12月10日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、2025年12月18日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 申込み在先立ち、2025年12月3日から2025年12月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 引受価額が会社法上の払込金額(722.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
860	791.20	722.50	395.60	100	自 2025年12月11日(木) 至 2025年12月16日(火)	1株につ き860	2025年12月17日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(850円～860円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数1,176,400株、引受人の買取引受による売出し株式数6,149,100株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限1,098,800株(以下総称して「公開株式数」という。)を目的に需要の申告を受け付けました。

その結果、以下の点が特徴として見られました。

申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、860円と決定いたしました。

なお、引受価額は、791.20円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(860円)と会社法上の払込金額(722.50円)及び2025年12月10日に決定された引受価額(791.20円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年11月14日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。この取締役会決議に基づき、2025年12月10日に資本組入額(資本金に組入れる額)を1株につき395.60円(増加する資本準備金の額の総額465,383,840円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき791.20円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年12月18日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	766,700	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	409,700	
計		1,176,400	

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2025年12月10日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	766,700	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき791.20円)を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき68.80円)の総額は引受人の手取金となります。
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	409,700	
計		1,176,400	

(注) 上記引受人と2025年12月10日に元引受契約を締結いたしました。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
925,356,240	23,000,000	902,356,240

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(850円~860円)の平均価格(855円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
930,767,680	23,000,000	907,767,680

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の差引手取概算額902,356千円については、主に当社グループの主力事業であるミラティブ事業を中心としたマーケティング費用、新規ライブゲームの開発費及び運営費、採用費及び増加する人件費、並びに長期借入金の返済に充当する予定であり、その具体的な内容及び充当時期は以下の通りであります。

マーケティング費用

NUU(New Unique Users)獲得を目的としたデジタルマーケティング費用として、500,000千円（2026年12月期：200,000千円、2027年12月期：300,000千円）を充当する予定です。

新規ライブゲームの開発費及び運営費

2026年12月期以降にリリースを予定している新規ライブゲームの開発費及びその運営費として、150,000千円（2026年12月期：50,000千円、2027年12月期：100,000千円）を充当する予定です。

採用費及び増加する人件費

事業拡大及び内部管理体制等の強化を目的とした追加人員の採用に伴う採用費及び採用により増加する人件費として、150,000千円（2026年12月期：50,000千円、2027年12月期：100,000千円）を充当する予定です。

長期借入金の返済

上記使途以外の残額は、借入金の返済財務コスト軽減を目的とした金融機関からの長期借入金の返済資金として充当する予定です。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(訂正後)

上記の差引手取概算額907,767千円については、主に当社グループの主力事業であるミラティブ事業を中心としたマーケティング費用、新規ライブゲームの開発費及び運営費、採用費及び増加する人件費、並びに長期借入金の返済に充当する予定であり、その具体的な内容及び充当時期は以下の通りであります。

マーケティング費用

NUU(New Unique Users)獲得を目的としたデジタルマーケティング費用として、500,000千円（2026年12月期：200,000千円、2027年12月期：300,000千円）を充当する予定です。

新規ライブゲームの開発費及び運営費

2026年12月期以降にリリースを予定している新規ライブゲームの開発費及びその運営費として、150,000千円（2026年12月期：50,000千円、2027年12月期：100,000千円）を充当する予定です。

採用費及び増加する人件費

事業拡大及び内部管理体制等の強化を目的とした追加人員の採用に伴う採用費及び採用により増加する人件費として、150,000千円（2026年12月期：50,000千円、2027年12月期：100,000千円）を充当する予定です。

長期借入金の返済

上記使途以外の残額は、借入金の返済財務コスト軽減を目的とした金融機関からの長期借入金の返済資金として充当する予定です。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

2025年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	6,149,100	5,257,480,500	東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合 1,514,400株 東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー15階 ANRI3号投資事業有限責任組合 897,900株 東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合 770,300株 PO Box 309, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands Globis Fund, L.P. 646,700株 東京都千代田区紀尾井町1番3号 YJ3号投資事業組合 594,200株 千葉県流山市 赤川 隼一 352,900株 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 336,400株 東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合 277,300株 東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合 237,600株

				東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号Sファンド投資事業 有限責任組合 118,800株
				東京都武蔵野市 夏 澄彦 75,000株
				東京都世田谷区 小川 真沙美 70,000株
				東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5スター投資事業有限責 任組合 59,700株
				東京都港区 伊藤 光茂 50,000株
				東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 KDDI新規事業育成3号投資事業有限 責任組合 40,500株
				東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー 株式会社セガ 29,400株
				東京都港区 中川 綾太郎 28,000株
				東京都港区 佐藤 裕介 23,300株
				東京都品川区 島田 達朗 15,500株
				東京都品川区 大湯 俊介 6,200株
				東京都日野市 栗田 健悟 2,500株
				東京都杉並区 大野 知之 2,500株
計(総売出株式)		6,149,100	5,257,480,500	

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されてお
ります。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式6,149,100株のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じ
て、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売
(以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおけ
る海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。)される
ことがあります。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。)される株数(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。)と引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数が含まれた引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限であり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、未定であります。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定されます。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は未定であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の範囲内とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、仮条件(850円～860円)の平均価格(855円)で算出した見込額であります。なお、当該総額は引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。売出価格決定時に決定される売出数は、上記売出数の80%以上かつ120%以下の株数である4,919,300株以上7,378,900株以下の範囲内で決定されます。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
8. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

2025年12月10日に決定された引受価額(791.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格860円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	4,946,600	4,254,076,000	<p>東京都千代田区二番町5番1号 グローバル・ブレイズ5号ファンド投資事業有 限責任組合 1,514,400株</p> <p>東京都港区六本木6丁目10-1 六 本木ヒルズ森タワー15階 ANRI 3号投資事業有限責任組合 897,900株</p> <p>東京都港区北青山二丁目5番1号 テクノロジーベンチャーズ4号投資 事業有限責任組合 770,300株</p> <p>PO Box 309,Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands Globis Fund ,L.P. 646,700株</p> <p>東京都千代田区紀尾井町1番3号 YJ3号投資事業組合 594,200株</p> <p>千葉県流山市 赤川 隼一 352,900株</p> <p>東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5 共有投資事業有限責任 組合 336,400株</p> <p>東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイズ7号投資事業 有限責任組合 277,300株</p> <p>東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 グローバル・ブレイズ6号投資事業 有限責任組合 237,600株</p>

				東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号Sファンド投資事業 有限責任組合 118,800株
				東京都武蔵野市 夏 澄彦 75,000株
				東京都世田谷区 小川 真沙美 70,000株
				東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5スター投資事業有限責 任組合 59,700株
				東京都港区 伊藤 光茂 50,000株
				東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 KDDI新規事業育成3号投資事業有限 責任組合 40,500株
				東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー 株式会社セガ 29,400株
				東京都港区 中川 綾太郎 28,000株
				東京都港区 佐藤 裕介 23,300株
				東京都品川区 島田 達朗 15,500株
				東京都品川区 大湯 俊介 6,200株
				東京都日野市 栗田 健悟 2,500株
				東京都杉並区 大野 知之 2,500株
計(総売出株式)		4,946,600	4,254,076,000	

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されてお
ります。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式6,149,100株のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じ
て、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売
(以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおけ
る海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。)されま
す。

上記売出数4,946,600株は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。)される株数(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。)であり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、1,202,500株であります。また、上記売出しに係る株式の所有者の売出株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。

- 3 . 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 . 売出価額の総額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数に係るものであり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
- 5 . 売出数は6,149,100株に決定いたしました。
- 6 . 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4 . に記載した振替機関と同一であります。
- 7 . 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し1,098,800株を行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 8 . 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 . ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2025年 12月11日(木) 至 2025年 12月16日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁 目9番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目9番7号 モルガン・スタンレーMU FG証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都港区南青山二丁目6 番21号 楽天証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋室町二 丁目2番1号 岡三証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目 4番地 松井証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一 丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都千代田区麹町三丁目 3番6 丸三証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目4番7号 極東証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(2025年12月18日(木))の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様です。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
860	791.20	自 2025年 12月11日(木) 至 2025年 12月16日(火)	100	1株につ き860	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番7号 モルガン・スタンレーMUF証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都港区南青山二丁目6番21号 楽天証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 岡三証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目4番地 松井証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都千代田区麹町三丁目3番6 丸三証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 極東証券株式会社	(注)3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	2,002,600株
	モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	1,436,600株
	大和証券株式会社	2,197,600株
	みずほ証券株式会社	219,700株
	株式会社SBI証券	146,500株
	楽天証券株式会社	29,300株
	東海東京証券株式会社	21,900株
	岡三証券株式会社	21,900株
	マネックス証券株式会社	14,600株
	松井証券株式会社	14,600株
	岩井コスモ証券株式会社	14,600株
	丸三証券株式会社	14,600株
	極東証券株式会社	14,600株

引受人が全株買取引受けを行います。各金融商品取引業者の引受株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき68.80円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日(2025年12月10日)に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条件に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(2025年12月18日(木))の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様です。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数 (株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称	
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	1,098,800	939,474,000	東京都千代田区大手町一丁目9番2 号 三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社
計(総売出株式)		1,098,800	939,474,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の変更により変更される可能性があり、需要状況により増加、若しくは減少又はオーバーアロットメントによる売出しが中止される場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数は、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定される本募集に係る発行数と引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計の15%が上限となります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上場(売買開始)日から2025年12月25日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行又は「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
5. 売出価額の総額は、仮条件(850円～860円)の平均価格(855円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数 (株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し		
	入札方式のうち入札 によらない売出し		
普通株式	ブックビルディング 方式	1,098,800	944,968,000
計(総売出株式)		1,098,800	944,968,000

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数は、2025年12月10日に決定された本募集に係る発行数と引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計の15%となります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上場(売買開始)日から2025年12月25日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行又は「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4. に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所 及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 2025年 12月11日(木) 至 2025年 12月16日(火)	100	未定 (注)1	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(2025年12月18日)の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様です。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所 及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
860	自 2025年 12月11日(木) 至 2025年 12月16日(火)	100	1株につき 860	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2025年12月10日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(2025年12月18日)の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

(訂正前)

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式以外の本届出の対象となる株式については、海外投資家への販売は行われません。

(訂正後)

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されます。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式以外の本届出の対象となる株式については、海外投資家への販売は行われません。

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数(海外販売株数)

(訂正前)

未定

(注) 上記の売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定されますが、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内とします。

(訂正後)

1,202,500株

(注) 上記の売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した結果、2025年12月10日に決定されました。

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

(訂正前)

未定

(注) 1. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人の買取引受による売出しにおける国内販売における売出価格と同一といたします。

(訂正後)

1株につき860円

(注) 1. 2. の全文削除

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

(訂正前)

未定

(注) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の引受価額と同一といたします。

(訂正後)

1株につき791.20円

(注)の全文削除

(5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

1,034,150,000円

3. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主であるグロービス5号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund ,L.P.、ANRI 3号投資事業有限責任組合及びテクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、1,098,800株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、2025年12月25日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数が「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」の(注)1.に記載した範囲内で変更された場合には、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数と同数になるように、グリーンシュエーションに係る上限株式数も変更されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、2025年12月18日から2025年12月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主であるグロービス5号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund ,L.P.、ANRI3号投資事業有限責任組合及びテクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、1,098,800株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2025年12月25日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、2025年12月18日から2025年12月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。